

第6章 バリアフリー化事業の内容とスケジュール

6.1 事業内容とスケジュール

本基本構想は、交通バリアフリー法に基づき、国・地方公共団体・公安委員会・公共交通事業者・市民が、それぞれの役割と責務を果たすことによって、桃山台地区の交通バリアフリー化を実現していくことを前提として作成しています。

このような前提条件が整わないときには、バリアフリー整備目標や事業の実現時期が相当に遅れることがあります。事業が円滑に進められるよう行政はもとより、それぞれの関係機関において、必要な資金の確保や地域との合意形成にむけた理解と調整等の最大限の努力を行います。

(1) 駅舎(桃山台駅)

項目	内容	時期	
		H18	H22
垂直移動施設の整備	関係者、国等との協議を進めながら、地上・改札階・ホームを結ぶ垂直移動施設の設置		
	改札階とホームを結ぶエスカレーター設置		
駅の出入口	駅前広場や周辺施設との連続性および駅利用者の動線等に配慮した、効率的かつ効果的な出入口の設置箇所の検討		
個別施設の整備改良等	車両内に文字案内装置の充実の検討		
	誰もが利用しやすい券売機の導入および設置位置の検討		
	車いす用トイレの設置(オストメイト仕様トイレ ¹ を含む多機能トイレの設置)		
誘導案内情報施設の整備	構内案内表示の充実の検討		
	構外への案内表示の充実の検討		
	視覚障害者誘導用ブロックの改善		
ソフト施策	駅員による車いす利用者等の乗降時における補助の徹底(スロープ板の利用等)		
	駅員の教育の充実		

1) オストメイト仕様トイレ

オストメイト(人口肛門や人口膀胱保持者)が利用しやすいように、車いす用トイレに洗浄可能な流し台や温水シャワーを設置したトイレ。

整備内容

a. 垂直移動施設、駅の出入口

垂直移動設備としてエレベーターを最優先に設置するよう努めます。

ただし、構造上、既存の駅舎へのエレベーター設置は難しいため、駅前広場や周辺施設との連続性および駅利用者の動線等に配慮した、効率的かつ効果的な出入口の設置箇所の検討も含めて、関係者、国等との協議を進めながら、公共用通路からホームまで安全で安心して移動できる移動円滑化された経路（以下、バリアフリー経路とする）を1経路以上設けるよう努めます。

（ワークショップで検討された案の1つ）



桃山台橋の北側に新駅舎を設け、エレベーターを設置する案

注意：具体的な整備内容については、公共交通特定事業計画の中で検討を行います。

【エレベーター】

エレベーターの設置位置については、主動線からの迂回を極力少なくし、わかりやすい位置に設置するよう努めます。

エレベーターの構造は、車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者、妊産婦等、利用される方々の様々な特性に配慮するよう努めます。

【エスカレーター】

駅利用者の利便性向上を図るため、エスカレーター設置を検討します。

高齢者・視覚障害者等の利用を想定し、乗降ステップの水平区間や速度について配慮するよう努めます。

【駅の出入口】

バリアフリー経路と公共用通路の連続性を保つことに留意し、出入口はバリアフリーに配慮した構造とするよう努めます。

b. 個別施設の整備改良等

【車両】

文字案内装置等を設置したバリアフリー化車両を積極的に導入するよう努めます。

【券売機】

券売機は、車いすでの利用や視覚障害者、高齢者等の利用もふまへ、わかりやすく、使いやすい形状とするよう努めます。

c. 誘導案内情報施設の整備

【案内設備（構内、構外）】

移動者の案内設備を地図、絵文字、点字、音声等の複合的な方法を検討しながら、わかりやすく、適切な位置に設置するよう努めます。

緊急時や事故時の際には、聴覚障害者、視覚障害者等を含めた駅利用者に迅速かつ適切に情報提供するための実現方策を検討していきます。

【視覚障害者誘導用ブロック】

バリアフリー経路上に視覚障害者誘導用ブロックを設置するよう努めます。設置については、視覚障害者の移動円滑化の向上と安全性を確保するよう努めます。

色は、黄色を基本とします。

すでに視覚障害者誘導用ブロックが設置されている場合、工事中等において一定区間分断される場合には、代替の経路上に設置します。

d. ソフト施策

車両とホームの移動が不可能または困難な車いす使用者等の利用に配慮し、スロープ板等による駅員の補助を徹底するよう努めます。

(2) 歩道(図5-1参照)

1) 特定経路

項目	内容	時期	
		H18	H22
既設道路の改良	歩道の有効幅員の確保(交通標識や電柱等の再配置・側溝、水路、公共用地等の活用等)		
	段差・勾配の解消		
	バリアフリー化に配慮した路面舗装		
	車道・横断歩道等との段差・勾配の解消		
垂直移動施設の整備	主な経路に含まれる歩道橋の垂直移動について、駅の出入口、駅前広場等、動線に配慮した垂直移動施設の設置を検討		
個別施設の整備改良等	照明施設の整備		
	案内標識の整備		
誘導案内の整備	視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良		
障害物等の撤去・規制	啓発活動強化・取締強化等の歩道上の迷惑駐輪、看板等の不法占用物対策		
	交差点・横断歩道上の違法駐車対策		
駅前広場	バリアフリー化に配慮した駅前広場の整備を検討		

具体的な整備内容 : 現況の問題点をふまえ、各特定経路の主な整備内容を示します。

a. 豊中摂津線

- ・車道と歩道の段差・路面舗装の老朽化の解消等の歩道改良を行います。
- ・横断歩道等との切下部には、車いす使用者の安全性等に配慮し、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保するよう努めます。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備を行います。



歩道と車道の段差が大きい



路面舗装の老朽化

図6-1 豊中摂津線の現況

b. 国道423号

- ・車道と歩道の段差・路面舗装の老朽化の解消等の歩道改良を行います。
- ・横断歩道等との切下部には、車いす使用者の安全性等に配慮し、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保するよう努めます。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



路面舗装の老朽化

図6-2 国道423号の現況

c. 大阪中央環状線(旧)

- ・路面舗装の老朽化の解消等の歩道改良を行います。
- ・横断歩道等との切下部には、車いす使用者の安全性等に配慮し、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保するよう努めます。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



路面舗装の老朽化

図6-3 大阪中央環状線(旧)の現況

d. 桃山台1号線(駅前広場)

- ・バリアフリー化に配慮した駅前広場の整備を検討します。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



図6-4 桃山台1号線(駅前広場)の現況

e. 竹見台専用2号線・竹見桃山専用1号線

- ・豊中撰津線との交差部の立体横断施設に、垂直移動施設の設置を検討します。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



図6-5 竹見台専用2号線・竹見桃山専用1号線の現況

f. 竹見桃山線

- ・桃山公園に接する西側の歩道のバリアフリー化整備を行います。
- ・照明柱の位置を移設し、有効幅員2m以上を確保します。
- ・車いす使用者等の移動や雨水の排水に配慮し、横断勾配は原則1%以下とします。
- ・横断歩道等との切下部には、車いす使用者の安全性等に配慮し、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保するよう努めます。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



東側の歩道の現況



西側の歩道の現況



歩道の真ん中にある照明柱

図6-6 竹見桃山線の現況

g. 新千里1号線

- ・路面舗装の老朽化・急勾配の解消等の歩道改良を行います。
- ・横断歩道等との切下部には、車いす使用者の安全性等に配慮し、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保するよう努めます。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



路面舗装の老朽化

図6-7 新千里1号線の現況

h. 上野新田線

- 路面舗装の老朽化・急勾配の解消等の歩道改良を行います。
- 横断歩道等との切下部には、車いす使用者の安全性等に配慮し、信号待ちする車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できる部分を確保するよう努めます。
- 視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良を行います。



図6-8 上野新田線の現況

2) 歩行空間ネットワーク、準特定経路

歩行空間ネットワーク：新千里南町歩第29号線、新千里1号線
 準特定経路：竹見台1号線、桃山台4号線、桃山台専用5号線

項目	内容	時期			
		H18	H22	H23	以降
既設道路の改良	歩道の有効幅員の確保に努力（交通標識や電柱等の再配置・側溝、水路、公共用地等の活用等）				
	段差・勾配の解消に努力				
	バリアフリー化に配慮した路面舗装に努力				
	車道・横断歩道等との段差・勾配の解消に努力				
個別施設の整備 改良等	照明施設の整備の検討				
	案内標識の整備の検討				
誘導案内の整備	視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良の検討				
障害物等の 撤去・規制	啓発活動強化・取締強化等の歩道上の迷惑駐輪、看板等の不法占用物対策に努力				
	交差点・横断歩道上の違法駐車対策に努力				

(3) バス・バス停てい

項 目	内 容	時 期	
		H18	H22
バス車両	低床バスの導入		
バス停	バリアフリー化に配慮したバス停の改良		

整備内容

a. 車両

- ・新規導入および代替車両は、低床バスとします。なお、車いす使用者等が円滑に乗降できるノンステップバスを積極的に導入するよう努めます。
- ・文字案内装置等を設置したバリアフリー化車両を基本とします。

b. バス停

- ・バス停の利用状況等をふまえ、バス停に上屋、ベンチ、照明等の設置を検討します。
- ・路線図や時刻表等の案内表示を、わかりやすくします。

(4) 交通安全特定事業

項 目	内 容	時 期	
		H18	H22
信号機	信号機の改良		
横断歩道	横断歩道設置の検討		

整備内容

a. 信号機

- ・安全に横断できる歩行者用青信号の時間の調整を検討します。
- ・歩行者や自動車の利用状況等をふまえ、地域住民との協議を行いながら、音響信号機や、弱者感応信号を必要とする箇所の検討を行い、導入を図ります。
- ・特定経路上の信号機については、歩行者の安全な横断に配慮した歩行者用信号灯器を設置します。

b. 横断歩道

- ・特定経路上で、横断歩道の設置を必要とする箇所の検討を行います。

(5) 施設

項目	内容	時期	
		H18	H22
駐車場・駐輪場	場内施設、経路、出入口のバリアフリー化		
公園、公共施設等	公園出入口部、園路の改善		
	施設出入口部の改善		

整備内容

a. 駐車場、駐輪場

- 公共駐車場には、身体障害者等が運転または同乗する車両が駐車でき、安全で安心して乗降できる身体障害者用の駐車スペース、迷惑駐車を配慮した駐車出入口を設けます。
- 公共駐車場や公共駐輪場と公共用通路との出入口部や経路のバリアフリー化を図ります。

b. 公園、公共施設等

- 公園施設や公共施設等の公共用通路との出入口部のバリアフリー化を図ります。

(6) その他

項目	内容	時期	
		H18	H22
駅等への歩行者動線の整備	駅舎とバス乗り場の円滑な移動のためのバリアフリー化の検討		

整備内容

- 駅舎とバス乗り場の移動を円滑にするため、歩行者の安全性にも配慮したバリアフリー化を検討します。

(7) ソフト施策

ハード整備のみでは早急な解決が困難である場合の補完的な取組みとして、市民の協力によるソフト施策が必要となります。また、市民の協力を得るための広報・啓発活動や、継続的なバリアフリー施策を進めるしくみづくりも求められます。

本基本構想は、多くの市民の方のご意見やご協力のもと作成されました。この基本構想を実現していくために、さらなる市民との協働作業として、関係機関との連携を図りながら、ソフト施策も重点的に進めていきます。

広報・啓発の推進

車道や歩道、身体障害者用の駐車スペース、公園等における迷惑・違法駐車や駐輪、不法占有物（看板・商品のはみ出し等）対策として、公安委員会・市民と協力しながら自粛の呼びかけ、指導、取締まりの強化、啓発を進めます。

総合教育や交通安全教育等の中でバリアフリーの啓発（交通用具利用者へのマナーの向上、子どもの頃からのバリアフリーへの理解の向上等）を行う取組みを導入します。

NPO、ボランティア団体、事業者等と連携しながら、バリアフリーの意識啓発、マナー向上を図るための、広報、イベント等を実施します。

情報提供

バリアフリーに関する情報ネットワークシステムの構築を検討します。

吹田市バリアフリーマップの更新等、市内のバリアフリー情報の提供を進めます。

わかりやすい案内表示の方法について検討します。